

川崎市青少年科学館のロケ地使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市青少年科学館（以下「科学館」という。）を映像制作のロケ地として使用することを目的として川崎市教育財産管理規則（昭和45年教育委員会規則第9号。以下「管理規則」という。）第13条に定める教育財産の使用許可の申請を行う場合の手続等について定めることを目的とする。

(申請)

第2条 前条の申請を行おうとするものは、教育財産の使用許可の申請に必要な書類に、ロケ地川崎推進事業実施要領（以下「ロケ実施要領」という。）第4条第1項第1号に定める書類を添付するものとする。この場合において、当該書類中「川崎市長」とあるのは、「川崎市教育委員会」と読み替えるものとする。

(審査)

第3条 館長は、川崎市教育財産管理事務取扱要領（22川教環第4190号）第2条の2及びロケ実施要領第3条の規定に基づき、ロケ地としての使用許可について判断するものとする。

(使用料)

第4条 ロケ地としての使用料は、管理規則第17条の規定に基づき徴収し、使用料の算定方法及び額は、ロケ地川崎推進事業の例により算定する。

(延滞金)

第5条 使用許可を受けたものが前条に規定する使用料を納期限までに納付しないときは、川崎市債権管理条例（平成25年川崎市条例第42号）第6条の規定に基づき延滞金を徴収する。

(光熱水費)

第6条 使用許可を受けたものは、第4条に規定する使用料のほか、指定管理者の請求に基づき、指定管理者に光熱水費を支払うものとする。

(現場管理)

第7条 当日の現場管理は、ロケ実施要領第6条の規定に準ずる。

(許可の取消し)

第8条 館長は、使用を許可した後、次のいずれかに該当する場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第9項の規定に基づき、許可を取り消し又は使用を停止させることができる。

(1) 公用又は公共用に供するため、財産を使用する必要が生じたとき。

(2) 使用者に許可条件に違反する事実があると認められるとき。

(3) 申請書の内容に虚偽があることが判明したとき。

(4) 使用者が川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第3号に規定する暴力団員等であることが判明したとき。

2 前項の規定による許可の取消しによって使用者に生じた損失は、補償しない。

第9条 この要綱に定めるもののほか、ロケの受入れに関し必要な事項は、教育次長が定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。